

改正

平成元年3月30日規則第24号

平成3年3月22日規則第7号

平成4年7月7日規則第40号

平成9年3月28日規則第13号

平成11年3月16日規則第17号

平成12年3月28日規則第21号

平成17年10月14日規則第134号

平成23年3月31日規則第24号

平成26年3月31日規則第33号

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立人権啓発センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の許可施設（同項に規定する許可施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、センターのホール（以下「ホール」という。）の利用に係る場合にあつては当該利用を開始する日の10日前までに、センターの視聴覚室又は図書資料室兼閲覧室の利用に係る場合にあつては当該利用を開始する日の前日までにこれをしなければならない。ただし、指定管理者（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。

次条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第10条ただし書並びに第12条において同じ。)が特に認めるときは、この限りでない。

(利用許可書の交付等)

第3条 指定管理者は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は、別記第2号様式によるものとする。

(利用の取消しの届出等)

第4条 利用の許可を受けた者は、当該許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項の許可施設の利用の変更の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第3号様式によるものとする。

(利用変更許可書の交付等)

第5条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用変更許可書は、別記第4号様式によるものとする。

(使用料の納付の時期等)

第6条 条例第7条第1項の規定による使用料の納付は、第3条第1項の利用許可書又は前条第1項の利用変更許可書の交付を受ける際にこれをしなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、当該利用許可書又は利用変更許可書が交付された後に納付することができる。

2 消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例第7条第1項第1号の規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。ただし、使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用の許可又は利用の変更の許可を受けた者の本来の利用目的にホールを利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

(1) 午前9時から正午までの間の利用にあっては、7,870円

(2) 午後1時から午後5時までの間の利用にあつては、10,520円

(3) 午前9時から午後5時までの間の利用にあつては、16,560円

3 消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例第7条第2項の規則で定める額は、冷暖房設備の使用時間1時間につき570円とする。

4 条例第7条第1項第2号の規定による同項第1号に掲げる時間以外の時間のホールの利用及び条例第3条に規定する休館日のホールの利用（以下この項において「時間外の利用」という。）に係る使用料の計算において、時間外の利用の時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間外の利用の時間又は当該端数を1時間として計算するものとする。

5 条例第7条第2項の規定による冷暖房設備を使用するときの加算額の計算において、冷暖房設備の使用時間が1時間未満であるとき又は冷暖房設備の使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間として計算するものとする。

（使用料の減免の申請等）

第7条 条例第8条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第5号様式による使用料減額（免除）承認申請書を第2条第1項若しくは第2項又は第4条第2項の規定による申請の際に提出しなければならない。ただし、第2条第1項又は第4条第2項（センターの管理を指定管理者が行う場合に限る。）の規定による申請の際にあつては、指定管理者を経由して提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第6号様式による使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の還付の請求等）

第8条 条例第9条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認める場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

(1) 県若しくは指定管理者の都合により利用の許可若しくは利用の変更の許可を取り消した場合又は災害その他の不可抗力によりホールの利用ができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(2) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の5日前までにあつた場合 既納又は過納となる使用料の額の10分の8に相当する額

2 条例第9条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第7号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第8号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

(管理上の立入り)

第9条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、センターの関係職員が許可施設及びセンターの設備等（以下「設備等」という。）の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第10条 利用者は、利用が終わったとき又は条例第6条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、センターの関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(遵守事項等)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) センターの施設又は設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 許可を受けずに設備等をセンターの外に持ち出さないこと。
- (4) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

2 知事又は指定管理者は、前項の規定に違反し、又はセンターの関係職員の指示に従わない者に対して、センターからの退去を命ずることができる。

(汚損等の届出)

第12条 利用者は、センターの施設又は設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第13条 条例第12条の規則で定める申請書は、別記第9号様式によるものとする。

2 条例第12条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第11条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第13条第2項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日規則第24号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月22日規則第7号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年7月7日規則第40号)

この規則は、平成4年7月18日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記第1号様式から別記第3号様式まで及び別記第5号様式は、この規則による改正後の高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則 (平成11年3月16日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日規則第21号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月14日規則第134号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為として行う申請に必要な書類）

2 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第5号）附則第2項の規定に基づき、同条例の規定の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）第13条の規定の例による。

（経過措置）

3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年3月31日規則第24号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第33号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所

氏 名 ㊦

(電話番号)

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立人権啓発センター許可施設利用許可申請書

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立人権啓発センターの許可施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的 (会合等の名称及び内容)							
利 用 施 設							
利 用 期 間		年	月	日	(午)	時	分から
		年	月	日	(午)	時	分まで
利用(参加)予定人数		人	設備類				
利用責任者	住 所						
	氏 名				電話番号		
※使 用 料 の 額		円					
※許 可 の 条 件 そ の 他							
※決 裁 欄			※受付年月日		年	月	日
			※許可年月日		年	月	日
			※許可番号		第	号	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

様

高知県知事

印

高知県立人権啓発センター許可施設利用許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立人権啓発センターの許可施設の利用については、高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり許可します。

利 用 目 的 (会合等の名称及び内容)					
利 用 施 設					
利 用 期 間		年	月	日 (午)	時 分 から
		年	月	日 (午)	時 分 まで
利 用 責 任 者	住 所				
	氏 名		電話番号		
使 用 料 の 額		円			
許 可 の 条 件 そ の 他					
<p>注 1 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例及び高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。</p> <p>2 利用に際しては、高知県立人権啓発センターの関係職員の指示に従ってください。</p> <p>3 利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。</p>					

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
(電話番号)
(法人にあっては、主たる事務所の所在)
(地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立人権啓発センター許可施設利用変更許可申請書

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立人権啓発センターの許可施設の利用の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号			
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更の理由					
変更前の許可に係る使用料の額		円			
その他参考事項					
※決裁欄				※受付年月日	年 月 日
				※変更許可年月日	年 月 日
				※変更許可番号	第 号

注 ※印欄は、記入しないでください。

第 年 月 日 号

様

高知県知事

印

高知県立人権啓発センター許可施設利用変更許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立人権啓発センターの許可施設の利用の変更については、高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり許可します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更前の許可に係る使用料の額		円
変更後の許可に係る使用料の額		円
利用の変更の許可の条件その他		

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

(電話番号)

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立人権啓発センター使用料減額（免除）承認申請書

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第8条の規定に基づき高知県立人権啓発センターのホールの使用料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 期 間	年 月 日 (午) 時 分から		年 月 日 (午) 時 分まで	
減額又は免除を受けようとする理由				
※ 使用料の額の算定	正規の使用料の額	円		
	減額又は免除をする使用料の額	円		
	決定した使用料の額	円		
※決 裁 欄	※ 受付年月日	年 月 日		
	※ 承認年月日	年 月 日		
	※ 承認番号	第 号		

注 ※印欄は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

高知県立人権啓発センター使用料減額（免除）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立人権啓発センターのホールの使用料の減額（免除）については、高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第8条の規定に基づき次のとおり承認します。

利 用 期 間	年 月 日 (午)	時 分
	年 月 日 (午)	時 分
正 規 の 使 用 料 の 額		円
減額又は免除をする使用料の額		円
決 定 し た 使 用 料 の 額		円

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住 所

氏 名 ㊟

(電話番号)

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立人権啓発センター使用料還付請求書

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第9条ただし書の規定に基づき高知県立人権啓発センターのホールの使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利用許可年月日及び許可番号並びに利用期間	年	月	日	第	号
	年	月	日	(午) 時	分から
	年	月	日	(午) 時	分まで
還付を請求する理由					
使用料の納付年月日	年 月 日				
還付を請求する使用料の額	円				
既納の使用料の額	円				
※決定した使用料の額	円				
※還付する使用料の額	円				
※決 裁 欄	※受付年月日			年 月 日	
	※決定年月日			年 月 日	
	※決定番号			第 号	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

高知県立人権啓発センター使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立人権啓発センターのホールの使用料の還付については、高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第9条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用許可年月日及び許可番号 並びに利用期間	年	月	日	第	号	
	年	月	日	(午)	時	分から
	年	月	日	(午)	時	分まで
既納の使用料の額						円
決定した使用料の額						円
還付する使用料の額						円

高知県知事 様

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定を受けたいので、高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第12条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	代表者の職・氏名	職名			フリガナ
					氏名
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)			
電話番号			ファクシミリ番号		
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 —)				
	電話番号		ファクシミリ番号		

関係書類

- (1) 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第12条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第11条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類